

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人岐阜後見センター第三者評価事業部

②施設・事業所情報

名称：ぴよぴよPleco保育園有松	種別：保育所	
代表者氏名： 齊 藤 純 子	定員（利用人数）：	60 名
所在地： 名古屋市緑区姥子山三丁目303		
TEL： 052-627-4488		
ホームページ：https://www.piyopiyo-arimatsu.com/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 令和3年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 株式会社 ケアメイトサービス		
職員数	常勤職員： 7 名	非常勤職員 13 名
専門職員	（専門職の名称） 名	
	栄養士 1 名	
	調理師 1 名	
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	保育室 6	事務室 相談室

③理念・基本方針

【保育理念】お互いに認め合う、心豊かな子どもを育てる保育を目指す

【保育方針】 1. 安全な環境の中での温かい保育 2. 心身共に健康な子どもを育てる保育

④施設・事業所の特徴的な取組

・主活動の中で、リトミックや英語教室を取り入れている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 7 年 6 月 1 日（契約日） ～ 令和 8 年 3 月 31 日（評価決定日） 【令和 7 年 10 月 21日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	初 回 （令和 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

<ICTを活用した家庭との円滑な連携と子ども主体の保育の推進>

日々の保育では、子どもの思いを受け止め、安心して自己を発揮できる雰囲気づくりが大切にされている。その基盤を支えるためにICT化を積極的に進め、保護者の負担軽減と保育者の業務効率化の両立を図っている。特にコドモンを活用したオンライン連絡帳では、写真と文章で園での姿を共有でき、保護者が子どもの日常をより具体的に感じられるようになっている。登降園管理や安全情報の配信も一体化され、園と家庭のつながりがより密接でスムーズになっている。

<子どもの創造性を伸ばすシンプルな運動環境>

細長い運動スペースに遊具を置かないという環境でありながら、子どもたちが自ら遊びを生み出し、思いきり体を動かして過ごしている点が特に高く評価できる。何もない空間だからこそ、走る・追いかける・集まるといった基本的な動きが自然に引き出され、子ども同士の関わりや創造性が豊かに育まれている。

<一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育>

「Pleco（プリコ）」の精神である「プリーズ（喜ばせる）」と「コドモ」を大切にしたい実践が行われている。保育方針に沿って、子どもが安心して気持ちを表現できるよう、寄り添った言葉がけを心がけている。乳児クラスでは一人ひとりのペースに合わせて丁寧に寄り、幼児クラスでも急かすことなく、落ち着いて活動に取り組めるよう環境や関わりに配慮している。

◇改善を求められる点

<マニュアル理解と共有体制の強化>

マニュアルはタブレットでいつでも確認できる状態にあるものの、職員がどの程度内容を理解し、実践に活かしているかが明確でない点が課題となっている。パート職員を含め、全員が同じ基準で保育を行うためには、マニュアルの再確認と周知の徹底が必要である。保育者全体で内容を見直し、理解を揃える機会を設けることで、保育の質の向上につながることを期待される。

<業務量の見える化と協働体制づくりの強化>

職員一人ひとりの業務量や抱えている課題を把握し、園全体で共有できる仕組みを整えることが求められる。業務の見える化が進むことで、負荷の偏りを防ぐだけでなく、「園運営は自分たち全員で担う」という意識が育ち、課題を個人ではなく組織全体のものとして捉えられるようになる。こうした協働体制が整えば、職員同士が自然に助け合える環境が生まれ、働きやすさと保育の質の両面で改善が期待される。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、第三者評価を受けて、保育園運営をしていく中で不足している部分に気付くことができたり、見直すべき所が確認でき、良い機会となりました。

良い評価をいただいた部分は今後も継続していくとともに、さらなる向上を目指していきたいと思います。改善が必要な部分に関しては、本園としてどのような取り組み方をしたら良いのか。どのように改善していけるのかを職員と一緒に考え、実行できるようにしていきたいと思います。

今後の大きな課題としては、中長期計画や全体的な計画の見直し、地域交流を視野に入れた計画です。地域交流の仕方については知識や経験が未熟であるため、まずは情報を収集し、できることから無理なく始めていけたらと思っています。

今回はお時間をいただきまして、ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(a・b・cの三段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a・ ㊦ ・c
＜コメント＞ 保育理念として「お互いに認め合い、心豊かな子どもを育てる保育を目指す」が明文化され、これに基づく基本方針として「安全な環境の中での温かい保育」「心身共に健康な子どもを育てる保育」の2点が示されている。これらの理念と基本方針から当園の特色や目指す方向が読み取れる。理念・基本方針は職員会議での話し合いを通して職員に周知しているほか、保育園のしおり、重要事項説明書、ホームページ等で保護者にも周知している。一方で、パート職員を含めた全職員への浸透は十分とは言えず、今後の取り組みが期待される。			

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している			
Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	Ⓐ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 保育の制度動向については、行政からの情報提供や各種研修の受講を通して把握し、職員への周知に努めている。法人としては保育関連事業の複合的展開を進め、日々の現場実践の向上に向けた取り組みに注力している。また、地域のニーズ動向を分析し、地域の子育てニーズに即した経営を行っている。			
Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	Ⓐ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 保育環境や保育の質の向上、ICT化の推進、地域の子育てニーズへの対応、人材確保、教育研修、施設整備、地域貢献、財務経営体質の強化など、具体的な経営課題を明確化し、改善に向けた取り組みを進めている。			

Ⅰ-3 事業計画の策定

			第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	Ⓐ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 中・長期のニーズ動向を踏まえ、5 年をスパンとした中・長期計画が策定されている。計画は人材育成を重視しつつ、園の運営全般にわたる内容となっている。			
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ Ⓑ ・ c	
＜コメント＞ 事業計画は中・長期計画を踏まえ、前年度の振り返りを行ったうえで年度ごとに策定している。経営全般を網羅した具体的な内容となっている一方で、各項目が個別に並ぶ形となっており、体系的に整理された計画にはなっていない点が課題である。今後の改善が期待される。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	㉠・b・c
<コメント> 事業計画は、職員会議などでの話し合いを通して職員の意見を反映しながら策定しており、年度当初の職員会議で説明することで職員への周知を図っている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	㉠・b・c
<コメント> 保護者には、入園式や説明会で必要事項を伝えとともに、行事や活動の様子についてはホームページなどを活用して情報提供を行っている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	㉠・b・c
<コメント> 保育の質向上に向け、保育士のチェックリストを用いた自己評価を実施し、研修等を通じて資質向上に取り組んでいる。また、今年度は愛知県福祉サービス第三者評価を受審している。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	㉠・b・c
<コメント> 職員の自己評価で把握した課題について、職員会議で話し合い改善策を立案し、実践に活かしている。今年度は、愛知県福祉サービス第三者評価の結果を踏まえ、課題改善に取り組む体制が整えられている。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	㉠・b・c
<コメント> 園長は、年度初めに自らの役割や責任、今後の方針を文書で職員に示し、職員会議などの機会を通して説明することで周知を図っている。		
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	㉠・b・c
<コメント> 保育運営に関わる法令について、研修会への参加や職員会での説明を通して分かりやすく共有している。また、職員のコンプライアンス意識が高まるよう、継続して取り組みを進めている。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	㉠・b・c
<コメント> 園長は日々の保育現場に関わりながら実践の指導を行い、研修や会議を通して保育の質の向上に向けた取り組みをリードしている。		

Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 人材の定着や適切な配置に努めながら、業務の標準化やICT化を進め、効率的な体制づくりと経費の見直し、業務改善に取り組んでいる。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 安定した園運営のため、保育養成校やハローワークだけでなく、さまざまな方法で求人活動を行い、人材確保に努めている。また、計画的な研修やOJT、相談しやすい体制づくりを進めることで、職員の定着にも力を入れている。		
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保 15	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 人事考課については、法人が整備した客観的な評価基準に基づき、個別面談でのフィードバックを行いながら、目標管理と連動した総合的な人事管理を進めている。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 職員の有給消化率や時間外労働を継続的に把握し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい環境づくりを進めている。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 職員育成の基本姿勢を示したうえで、職員一人ひとりの成長を支える取り組みを進めている。年度当初に個々の目標を設定し、面談でのフィードバックや達成状況の確認を行いながら、PDCA サイクルを回して育成につなげている。		
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 年間研修計画が策定されており、新人職員研修やOJT指導、階層別やテーマ別研修、園内研修や外部研修等、様々な研修体制が確立している。		
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 新人向けの職員研修や職員一人ひとりの業務に着目したOJT指導、職員の階層別研修、テーマ別研修、園内研修等、様々な研修機会を充実させている。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	a ・ ㉡ ・ c

＜コメント＞ 養成校と連携しながら実習生を受け入れる体制を整えており、オリエンテーションやカンファレンス、振り返りなどの指導も行っている。一方で、受け入れマニュアルの整備はまだ進行途中であり、今後の充実が期待されている。		
--	--	--

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	㉠ ・ b ・ c	
＜コメント＞ パンフレットやホームページを通して、施設の理念や特徴、保育内容などを分かりやすく発信し、運営の透明性を高める取り組みを進めている。			
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	㉠ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 経理規程等を整備し、事務、経理、取引等についてルール化している。また、会計事務所の定期的な指導を受ける等、適正な運営に努めている。			

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a・ ㉠ ・c	
＜コメント＞ 地域とのつながりを大切にし、散歩時のあいさつや園行事の案内、民生委員や自治会との関わりを通して地域交流に取り組んでいる。今後は、こうした取り組みをより幅広く進めていくことに期待したい。			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a・ ㉠ ・c	
＜コメント＞ ボランティア受け入れの基本姿勢を明確にし、夏祭りでの活動や高校生の体験学習など、積極的に受け入れを進めている。一方で、ボランティア受け入れマニュアルはまだ整備の途中であり、今後の充実が期待される。			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	㉠ ・b・c	
＜コメント＞ 市保育担当課や児童相談所、消防署、警察等の地域の関連機関や地域団体との連携を取っており、職員間で共有している。			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	㉠ ・b・c	
＜コメント＞ 地域の福祉ニーズについては、区役所・市役所の保育担当課からの情報提供や、外出活動の中での交流を通して、地域の子育てニーズの把握に努めるとともに、地域の行事参加を通じて、地域との関係づくりに努めている。			

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 開設からまだ数年で地域との関係は浅いものの、地域の行事やイベントへの参加、園見学や子育て相談などを通して、今後も地域のニーズを把握していこうとしている。こうした取り組みがさらに深まり、公益的な事業や活動の一層の進展につながっていくことが期待される。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 「お互いに認め合う、心豊かな子どもを育てる保育を目指す」という保育の理念のもと、子どもを尊重し人権に配慮した保育を組織全体で進めている。また、職員会議などで話し合いを重ね、子どもを尊重する保育について職員間の共通理解を深めている。		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 子どものプライバシー保護について、研修を通じて職員の意識向上を図るとともに、日常の保育場面においてもプライバシーに配慮した対応を実践している。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	㉔ ・ b ・ c
<コメント> ホームページで保育内容や取り組みを紹介し、さらにパンフレットを用いて説明、園見学にも対応するなど、利用者が選択に必要な情報を分かりやすく提供している		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 入園時にパンフレット、重要事項説明書やしおり等を用いて、丁寧に説明している。また、たより等で詳しくサービスの情報を知らせしている。		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 保育サービスの変更や転園の際には、必要に応じて情報を伝えるなど、保育が途切れないよう配慮した対応を行っている。また、保育修了時には、その後も相談できることを丁寧に案内している。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 各種行事の際にアンケートを実施し、利用者満足度の把握に努めるとともに、その結果は職員会議で共有し検討している。また、個別懇談などの機会を通して、利用者の思いや満足度を丁寧に受けとめている。		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 苦情解決の体制を整えており、窓口や外部相談機関などの仕組みについて保護者へ周知している。また、日頃から保護者とのやり取りを大切にしている。			
	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 保護者との日頃のコミュニケーションを大切にし、気軽に意見を伝えやすい雰囲気づくりに取り組んでいる。また、意見を出しやすいように話を聞く場を設けたり、意見箱を設置するなど、相談しやすい環境づくりにも努めている。			
	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 日頃から保護者とのコミュニケーションに心がけ、気軽に意見を聞けるような関係づくりに心がけている。寄せられた相談や意見に対しては、丁寧かつ迅速な対応に努めている。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	㉠ ・ b ・ c
<コメント> ヒヤリハット事例を収集して職員会議などで分析を行い、安全確保への意識を高めている他、不審者訓練なども実施し、職員のリスクマネジメントに対する意識向上につなげている。			
	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	㉠ ・ b ・ c
感染症マニュアルを整備し、感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制づくりに取り組んでいる。発生した場合は速やかに通知し、適切な対応を行っている。			
	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 災害時の対応マニュアルを整え、定期的に避難訓練を行うことで、災害時に利用者の安全を守るための取り組みを組織的に進めている。			

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 個々のサービスの標準的な実施方法については、それぞれの内容に応じたマニュアルを作成し、職員会議での説明や各種研修を通して、職員への周知を進めている。			
	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 各種規程、各種マニュアル類について、職員会議を通じて見直しを行う等、サービスの標準化に取り組んでいる。			

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保 42	㉠ ・ b ・ c
<コメント> アセスメントは統一された様式に沿って実施しており、その結果をもとに子ども一人ひとりのニーズや課題を明らかにしている。計画の策定については、アセスメントに基づき、子ども一人ひとりのニーズや課題を明確にし、全体的な計画に基づいて一人ひとりの子どもの発達状況に即した指導計画を作成している。			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保 43	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 指導計画の見直しについては、職員間で課題を共有し、定期的な職員会議で評価・分析し、見直しを行っている。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保 44	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 子どもに関する記録については、職員会議などで話し合いながら個別記録を含むさまざまな情報を共有し、記録の書き方についての指導も行うことで、記録の標準化に努めている。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 記録の管理体制については、個人情報保護基準に基づき、記録の保管・保存・廃棄を適切に行っている。ICT化も進めており、PCセキュリティに留意しながらPCやタブレットを管理するとともに、記録文書は鍵付きロッカーで保管するなど、厳重な管理を徹底している。			

【内容評価基準】

A-1 保育内容

保育内容		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成			
A-1 -(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保 46	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 創立 5 年目の新しい園であり、設立当初から理念・方針・目等を大切にし、法人が全体的な計画を立案し、それに基づいて指導計画を作成している。しかし、月 1 回の職員会議に全員が参加できない状況が続いており、計画の評価や改善に関する議論に保育者が十分に関わっていない。今後は、全体的な計画の評価・反省に職員が広く参画し、次年度の計画に反映できる仕組みづくりが求められる。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1- (2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 陽当たりや通気・換気が良く、掃除のしやすい構造であることに加え、遊び・食事・睡眠の空間が分けて確保されており、子どもが落ち着いて生活できる環境がつくられている。トイレはバリアフリーで防水仕様となっており、プライバシーにも配慮された設計で、子どもが安心して利用できる環境となっている。			
A-1- (2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 保育方針に沿って、子どもが自分の気持ちを安心して表現できるよう寄り添った言葉がけを行っており、乳児クラスでは時間をかけて一人ひとりのペースに合わせた対応が丁寧に行われている。幼児クラスでも急かすことなく、活動に支障が出ないよう配慮しながら、子どもが落ち着いて取り組める環境と関わりが整えられている。			
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保 49	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 食事・着替え・排泄・手洗いなどは、急かしたり指示で動かすのではなく、保育者が繰り返し一緒に行うことで自然に身につくよう援助されており、未満児も自分で衣類や場所を選べる環境が整えられている。しかし、子どもの気持ちに沿う援助の基準が職員間で統一されていないため、ケース会議などで具体的な場面を共有し、援助の意図や言葉がけの方針を共通言語として整理していくことが求められる。実際の保育場面を見合う機会を設けることで、行動レベルでの認識が揃い、子どもにとって一貫した援助につながる事が期待される。			
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 保育室では年齢に応じた手作り玩具を用意し、棚や敷物でコーナーを区切ることで、子どもが思い思いに遊びを選べる構成となっている。園庭は 0・1・2 歳児室に隣接し、特に 0 歳児でも安心して体を動かせるよう配慮されている。周辺の公園も積極的に活用し、幼児クラスでは固定遊具や虫探し等、興味に応じて行き先を選んで活動している。また、遊具を置かない運動場など、子どもが自由に創意工夫して遊べる空間づくりも進められている。			
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 0 歳児は月齢差・個人差に応じて同じ空間と個別空間を使い分け、生活リズムに沿ったスキンシップや関わりを通して愛着形成を大切にしている。保護者とは送迎時の対話や連絡アプリで子どもの姿を共有し、家庭との連携も丁寧に行われている。0・1 歳児が同室で過ごす少人数環境では、互いの姿から自然に育ち合う関係が育まれている。			

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	㉠・b・c
＜コメント＞ 1・2歳児は探索活動や自我の育ちが著しい時期であることを踏まえ、基本的な生活習慣の援助は一人ひとりの発達状況に合わせ、子どもの気持ちを優先した関わりが意識的に行われている。言葉で伝わりにくい気持ちを汲み取り、けがのない安全な保育を心がけている一方で、職員によって言葉かけや対応に差が見られる場面もあり、共通理解を深めるためにこまめな話し合いが進められている。		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	㉠・b・c
＜コメント＞ 3歳～5歳児の保育室が隣接していることを活かし、クラス間で連携しながら保育を進めているほか、リトミックや英語教室など、楽しみながら学べる活動も取り入れられている。運動会の準備では、子どもが自分で必要なものを考え、工夫して作り上げる姿が見られ、保育者はその表現を支えながら達成感につながるよう見守っている。		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	㉠・b・c
＜コメント＞ 現在は、認定児は在籍していないが、認定児には加配保育士を配置し、個別の指導計画を作成した上でクラスの指導計画と関連づけて保育を進めており、日々の生活の中で無理なく参加できるよう配慮している。子どもの成長に合わせた関わりや言葉かけを行い、個別記録を蓄積しながら変化を把握している。さらに、所轄の専門機関との連携や保護者面談を重ねることで、家庭と園、専門職が一体となって支援を進める体制が整えられている。		

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	㉠・b・c
＜コメント＞ ローテーション勤務とパート職員の連携により、日中から夕方まで継続性のある保育が実施されており、タブレットを活用した引継ぎによって子どもの様子や保護者への連絡が確実に共有されている。デイリープログラムに加えて長時間保育の指導計画も作成され、特に夕方の延長保育では、活動量や体力差に応じて無理のない過ごし方ができるよう配慮されている。0歳児が不安を示す場面には、できるだけ年齢に合った保育室で過ごせるよう環境を調整し、安心感を確保している。		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保 56	a・㉡・c
＜コメント＞ 就学予定児の様子を学校へ伝えたり、保育要録を届けたりする等の基本的な連携は行われており、園では子どもが見通しをもって生活できるよう言葉かけにも配慮している。しかし、子どもが実際の学校環境に触れたり、教師や在校児と交流したりする機会が少ないため、今後は保護者や子どもが小学校生活をより具体的にイメージできるよう、学校との交流や連携の場を設けていくことが期待される。		

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	㉠・b・c
＜コメント＞ 年間を通した保健計画が作成されているほか、「危機管理マニュアル」に救急・怪我・感染症などの個別マニュアルが整備され、緊急時にも迷いなく対応できる基盤が確保されている。保護者からの情報や健康診断の結果をもとに子どもの健康状態を把握し、「園だより」で季節ごとの健康面の注意点を周知するなど、家庭との連携も丁寧に行われている。感染症発生時には掲示で状況を共有し、パソコンやコドモンを活用した迅速な連絡体制により、保護者との情報共有が行われている。		

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	㉠・b・c
<コメント> 健康診断や歯科健診の結果は担任が確実に確認し、異常があった場合には連絡アプリを通じて個別に保護者へ知らせ、必要に応じて受診を促している。すべてのデータはパソコンで一元管理されており、職員が容易に共有だけでなく、保護者とも情報がスムーズに共有されている。園では「いつもの状態」を家庭と園で共有することを健康管理の基本としており、日々の小さな変化に気づけるよう家庭との連携を重視している。		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	㉠・b・c
<コメント> 区役所での事前情報に加え、入園時には医師の診断書をもとに保護者面談で詳細を確認し、必要に応じて除去食を提供している。現在は卵を使用しない献立を実施しているため該当児は少ないものの、除去食が必要な場合には職員同士が必ず確認し合い、周囲の子どもの状況にも配慮しながら安全に提供するという共通理解が徹底されている。		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	㉠・b・c
<コメント> 栄養士が「食育計画」を作成し、衛生面や食事の姿勢・食べ方に配慮した取り組みを進めているほか、夏祭り・ハロウィン・七草・ひなまつり等の行事食を取り入れ、季節や文化に触れながら食への興味を高めている。トマトの苗植えや収穫体験、収穫した野菜をその場で焼いて味わう活動など、実体験を通して食材への関心を育てる工夫も見られる。保護者に対しても食の大切さを伝える取り組みが行われ、玄関先にはイラスト入りの当日のメニューが掲示されるなど、家庭との共有にも配慮されている。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	㉠・b・c
<コメント> 食材搬入業者の献立を基にしつつ、園では子どもの発達や咀嚼の状況、日々の活動内容に合わせて卵を使用しない献立を選定し、園独自の献立表を作成している。栄養士と調理員による自園調理が行われ、保護者にも献立表を周知することで家庭との共有も図られている。また、「給食衛生管理マニュアル」に基づき、区の衛生指導監査も受けており、安全性の確保にも努めている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	㉠・b・c
<コメント> 未満児の保護者とは連絡ノートを活用しつつ、全園児については保育園アプリを通じて写真と文章で園での様子を共有し、家庭が子どもの姿を具体的に把握できるよう工夫されている。アプリでは登降園管理や不審者情報の配信など、安全確保に関わる情報も一元的に扱われ、保護者との迅速な連絡体制が確立されている。保育の意図や内容については参観日や懇談会で丁寧に伝えられ、送迎時の口頭でのやり取りと合わせて、子どもの成長を園と家庭が共有しながら支援する関係が築かれている。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	㉠・b・c
<コメント> 園長・主任は送迎時に保護者の様子をよく見取り、気軽に声をかけられる雰囲気をつくっており、日常的に相談しやすい関係が形成されている。相談室も設けられ、園長が相談を受ける機会が多いことから、保護者にとって		

安心して話せる場が確保されていることがうかがえる。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ 園では虐待防止マニュアルを整備し、職員が日々の視診を通して子どもの「いつもと違う」状態を丁寧に確認している。虐待が疑われる場合には、状況を記録し職員間で共有した上で、園長が本部と連携し児童相談所へ通告する流れが明確に定められている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a ・ ㉡ ・ c
＜コメント＞ 日々の保育については園長・主任と共有し助言を受ける仕組みがあり、また年2回の自己評価では職種別の評価表を用いて身だしなみや保育内容を振り返る体制が整っている。しかし、これらの振り返りが組織としての学びや改善につながる形で共有されておらず、保育の質向上に向けた全体的な取り組みには発展していない。今後は、個々の自己評価を園全体の課題として整理し、共通の改善点を協議しながら保育実践の質を高めていく仕組みづくりが期待される。		